

南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業補助金交付要綱

平成19年3月29日

告示第32号

改正 平成28年3月24日告示第79号

(趣旨)

第1条 この告示は、青少年の心身の健全育成とスポーツの競技力の向上に資するため、市内で活動するスポーツ少年団員が各種大会に出場する場合その経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体等)

第2条 補助金の対象となる団体は（以下「補助対象団体」という。）は、南相馬市スポーツ少年団本部に登録されている団体とする。

2 補助の対象となる大会は、別表第1のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象団体が補助の対象となる大会に出場するに当たり、この告示に基づく補助金以外に南相馬市又は開催関係団体から補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助事業に該当しないものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

2 補助の対象となる者は、補助対象団体に所属する大会出場者のうち、市内に住所を有する選手及び引率者とする。

3 前項の引率者の人数は、2人以内とする。

(補助金申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 大会出場計画書（付表1）

(2) 収支予算書（付表2）

(3) その他補助金の決定に必要な書類

(補助金の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業補助金交付決定書（様式第2号）によるものとする。

(変更の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体が、規則第6条第1項第1号又は

第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、速やかに南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した団体に対し、南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項に規定する実績報告は、南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業実績報告書(様式第5号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日(規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、市長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日)後15日以内に提出しなければならない。

- (1) 大会派遣結果報告書(付表3)
- (2) 収支決算書(付表4)
- (3) その他補助金確定に必要な書類

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による通知は、南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業補助金確定通知書(様式第6号)とし、当該実績報告書の提出があった日から15日以内に行わなければならない。

(補助金の請求及び支出)

第10条 補助金の支出は、事業完了した後、補助金の交付決定の通知を受けた団体の請求により行うものとする。

- 2 補助金の交付決定の通知を受けた団体が補助金の請求をしようとするときは、南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(準用規定)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関しては、規則の定めるところにより、南相馬市補助金交付要綱(平成18年度南相馬市告示第1号)の例による。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第79号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の南相馬市スポーツ少年団選手派遣事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後に開催される大会から適用し、同日前に開催した大会については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

補助対象大会	大会の定義
--------	-------

福島県大会	浜通り地区内で開催される予選大会を経て出場する県大会
東北大会	福島県大会、南東北大会などで上位進出することで出場資格を得た東北地区大会
全国大会	福島県大会、東北大会などで上位進出することで出場資格を得た全国規模の大会
国際大会	全国大会で上位進出又は一定の要件を満たして出場資格を得た国際的な大会
その他の大会 (地区限定の大会)	上欄以外で、福島県大会以上かつ東北又は全国規模ではない大会は、福島県大会に準じて取り扱う。

備考

- 1 大会は、各体育協会又は各スポーツ少年団本部若しくはそれに類する団体が主催、共催、後援又は主管する大会に限るものとする。ただし、国際大会はこの限りでない。
- 2 上欄の大会であっても推薦による出場など、予選大会を経ない大会については補助対象外とする。ただし、下位の大会で一定の成績により、上位大会へ推薦されることが大会要項等で定められている場合はこの限りでない。
- 3 相双地区内で開催される大会は補助対象外とする。

別表第2(第3条関係)

1 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助率	備考
(1) 大会参加費	8 / 10 以内	同一団体が補助を受けることができる回数は、同一年度内に県大会2回、東北大会2回までとする。ただし、全国大会及び国際大会についてはこの限りではない。
(2) 交通費 鉄道利用の場合は、鉄道運賃及び指定特急料金の往復経費。ただし、鉄道以外の交通手段を利用することが効率的、経済的と認められる場合、その交通手段を補助対象とする。 自家用車利用の場合は、燃料代(1km当たり37円を乗じて得た額)と高速料金		
(3) 宿泊費 福島県大会は1泊、それ以外の大会は2泊までとする。 宿泊等があっせん又は指定されている場合は、その料金とする。		

2 補助限度額

交通費・宿泊費(1人当たり)

区分	福島県大会	東北大会	全国大会	国際大会
交通費(往復)	5,000円	6,000円	15,000円	30,000円
宿泊費(1泊当たり)	5,000円	6,000円	7,500円	10,000円